

予定とありやるんだと言われるが、公社の予定は工事を中止してゐる
んです。二ついうことは今後下さる計画をやる時には住民の迷
惑も考へてやらないで下さい。そう考へればやはり工事は非常
に進捗しないかも知れないと私は思います。今おつやる通りいろ
いろは見れば、何かには早くこの針を定めてくれという住民の犠牲
というよりは簡単にはいふまいと考へます。だからいろいろ今
まで委員会等でおしあげ報告にも入れていたでいいわけが、十
月には何んらかの基本線が出てくるものと思つてたが、それが何
も出ていない。それでは何んのために忙しい日をさして論議して
いるんだと、議会でいろいろの必要はないのか、事業決定がなされ
今後二ついうことは必要ないと思う。私は幸いに内閣にきて
あり問題がおこらないか、いやしくも議会で事業決定されたもの
が期限のギリギリに何んから変更という二つはおそらく今まで
にはないと思う。私は経験上二つはございせん。だから私は
さう考へたの補正に好んで予算にはなくても何か説明があるの
ではないかと心待ちにしておつたが、それが全然無視されてゐる

一かも三年位延ばさなければならぬだろうと、それが一体議
会で決定した二つはどうか下りいいたと、いろいろ関係者とやつ
ついたりといつたのでござい二つは現実なんですか。今また決定
問題なんですか。十月には何んとか慎重に考へていたでして理事
者から何か一つ出して下さい、われわれが納得できる答弁を願
ひたいと思う。三年延長した二つはどうか二つは曖昧な二つはやは
り責任ある立場でいふところあるわけではあるかも知れぬが、長年
携つてきたものとしては非常に残念な限りはない。私は理事長の
ら納得いく答弁がほしい限り承服できたい。

。市長（石川常下部長） 誠に二最もおご意見でございまして申し訳
けがないんですが、われわれも是非早くやりたいという考へでや
るおるわけでもございします。国と都の委員会が何んとしてお出
いわけでもございします。やはり交渉はいたしたでございしますけ
れどもほとんどの断限が国と都に頼るおります。その点思うに
おかせないわけでもございします。われわれとしても一任懸命やそ
あるつもりでもございしますけれどもやはり援助をいただければと

所だりては無理なわけでございます。誠に申し訳り下りて
存してあるわけでございますが私ども決していいかげんにしてやる
わけではございません是非ご了承ください承のほどお願いいたします
。十一番（中西虎蔵君）議長、下変は二と言つては相違。国や都の予
算がいた下りないという理屈は通りません。それではなぜか予
算をとらないんですか、事業決定した以上国や都も期限は
にやるように交付するといふ法律があるんですか、あの予算が
ついてないものに都が補助してくるのか、なぜそのようないことを
言うんだ、私は全部調べてきたんです。あな予算をついては
さりと、事業決定した以上国や都も責任がおりますといふ
あるんじゃないんですか、それではなぜ補助をくれないという答
えでは私は黙して引きさがるわけには参りません。そんなことは
私は納得できません。

（「議長休憩」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）暫時休憩いたします。

午後四時三十分休憩

午後四時 四十分開議

議長（田村匡雄君）休憩前に引き続き議事を開きます。

議長（田村匡雄君）おはかりいたします。本日の会議時間は午後
五時三十分よりおこないます。議事のついでにあらため議長
にと思ひますが、これに異議ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田村匡雄君）異議なしと認めます。おそ本日の会議時間
は延長することに決定いたします。

議長（田村匡雄君）ここに暫時休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後五時四十分開議

議長（田村匡雄君）休憩前に引き続き議事を開きます。

議長（田村匡雄君）先程の中西議員からの質問に答へて理事者
から答弁願います。

助役（森田幸造君）先刻の中西議員さんからの二質問に答へ
ましてお許しをいただきます。まず一つは自衛隊からご答弁願います。

いと思ひます。三番目の起債の件でございますが、義務教育
の施設、整備事業費として四千五百万の起債がオニ学校分
校の用地の事業費としてのそのおるわけでございますが、今手
の防音工事と違つて新しく学校を造る場合には今後小学校
の場合には三割国庫補助というところになると思ひますが、その場
合非常に起債が多くはるのとはおろしきところかと思ひますが、認
めるわけでございますが、おろしき償還能力におきき起債の額が認
められると思ひますが、この点につきまして同じ学校の校地の購
入費、また学校を建てるときの場合にも起債というものが来年度当
りに認められるわけかというところでございますが、その点に付て
もちろしき説明を願ひたいと思ひます。歳入におきまして
十七頁の日本脳炎の予防接種費として七十五万四千円が種入と
なっておりますが、本年度は熊川地区等におきき非常に日本
脳炎が発生してあるところでございますが、これを対策をとるよう
な考えをもちまして算上に計上したところか説明を願ひたいと思ひます。
十八頁の議会費の特別委員会費五万五千円は二れほどの特別

委員会を指すのか、現在三つの特別委員会があるわけござ
いまして、この三つに通用する諸費とみていいかどうかお願ひい
たしてたいと思ひます。十九頁の神明台準備用地買収金ですが
これは羽村町との買収金であるのわけか、羽村町からほどの位
買収しているものかどうかその点をお願ひいたします。手取二十九
頁の一般財道改良工事一千八百万でございますが、これは具体的に
に財道のどことどこを改修しようとするものかどうか説明を願ひ
ます。百六十八頁に落ちまして下が起債の利率が七、五%以内と
ありましてこれは最高限度の利率と考へられませんか、この
起債の場合利子ほどの位のめやす、でもその起債を計上しているの
その点に付ても説明を願ひたいと思ひます。以上六点に付て理
事者側の考へを説明を願ひたいと思ひます。

。助役（森田幸造君） 各担当課長よりご答弁申しあげます。

。税務課長（古谷恒男君） ちよ点の財税の今回の補正額につきまして

して、財税の場合補正一号におきまして六千五百円、この金
額につきましてはご承知のとおり四十二年度の当初予算という

ものは暫定的に予算であることはすなわち賦法の計画に基いた
ちのものと見做して、一号が新しい新年度予算であるという
ことはこの説明申しあげたとおりでございます。この二平
一の補正は四十二年度の税収の見通しを収支からの伸びとか
いから税率の変更等による伸びを勘案して計上したもので
ございまして、この時点におきましては地方税の普通徴収分が
まだ正確な調査が出ておりませんもの、それを見越して分
が当初の一号補正の数字でございます。今日の二号におき
ましては千六百七十四万九千円を税収として補正してござい
ますが、これは今年度中に見込めるべく数字を先程局長からも
お話しがありまして、私どもの最も最終的にあと千円程
度はまだ年度末までにば入る見通しを立っておりまして、
現在のところ見込めます数字は合計におきまして億六千
四百万と見込め見込め二に計上したためでございます。
千円程というものは二から毎月調定が組まれるわけですが
復興が税とかタバコ消費税というふうなものには毎月金額

が違いますので、そういうものの伸びとか地方税におきま
す。更正決定分というものがまだ若干伸びる予定でござい
ます。そういう関係で今後千円程度はまだ収入の見込みは
ありまして、現在のところ下下り中しあげまして今日の補
正額千六百七十四万九千円、この千円は数字でございます
以上答弁と
いたします。

総務課長(財田信二君) 私から地方税の関係について申し
あげます。地方税につきましてはすでに新聞で承知のとおり普
通交付税が六千四百一十三万でございます。しかし今回の補
正におきましては、一号補正におきましては四百万円の増
分が合算されておりますので、これを加えて六千四百一十三
万と見込め、学校関係の地方債の増減もございまして、学
校用地の関係に付しては年々取得がございまして、国にお
きましては先行投資のゆえに設けられております。そうい
う関係でおそらく来年もそういう事態にばつた場合は対象
になるもの、これは千円程と見込め、利子につきましては
校舎の関係につきましては

政府資金の対象が不十分らしいので、譲渡債とか、公募債というところに
振り替へるの、利子が若干高くはなっております。一割五分が限
度でございますので、それ以下におさめるものと思っております。十九
夏の神明台の関係の負担でございますが、福生財が三十一万、これ
が全体の三分の一の額でございます。利付が約九十九万、これは買
取してあります。以上でございます。

工本課長兼都市計画課長（木村 猛君） 私の方から道路関係の新設
改良費一千万、道路の改良工事、これはお話しを申しあげます。
道路は十五号線、これは古い学校から押島にぬけるいわゆる三号
線まで、これが非常に排水が悪いというところでござりますので、これ
に排水管を入れたいというところでござります。この地域につきま
すは三号線まで全部管を入れれば理想ですが、白紙の審判全部
入りはいというところがわかりませんので、途中まで管を入れ、それか
ら先は普通のし字溝を入れたいというところで、くりあえて通学
路でございますので、舗装は現在計画はございせんが排水を先
にやりたいというところでござります。つぎは道路の十三号線を主と

を訂正

したものでござります。これは旧柳道でございます。これは倉倉からは
おのふにいまする道路でございます。これは現在四十三年度の補正
工事、鯉川神社まで工事が完了してあります。これは先に向き
にくわいで、南に向きいますと、道路二号線と四号線にほるわけ
でございます。南を通りまして柳道に出てそれから柳道に若干入
る田地まで、これが田地の通学路にほるおりにござりますので、これを舗装
あるいは又し字溝を入れたいというところでござります。つぎは五百
三十号線ですが、これは農協のわきの街路から銀座通りまでの未舗
装があるわけでございますが、一番子供達の通うところ、ソレバン塾
がござります。これを側溝をつけまして改修したいと思っております。
それから五百二十三号線ですが、これは本町の宇藤下エの裏ま
でござります。あそこは雨水が溜まるといふことで、毎年排水
工事も怒りまして、通勤者も多いので是非舗装したいとい
う考えでございます。それから六百九十九号線でございますが、こ
れは加美の旧砂利線の所でありました。このおきゆる諸願が本
町で柳道下水路の周辺に水が溜るといふことで、水の取り入れに

と送り下りという事で計画し、一応市下水路に穴をあけずしてそこに水を落すという事で計画したわけでございます。

以上で大体二千五百位要するの、ほなからうかという事で予算に計上したわけでございます。

○民生課長(木村 武君) 下沼議員さんからのご質問でございますが、日本脳炎の件にふりましてもう一度お願いしたいと思っております。

三十一番(下沼秀佐君) 熊川に日本脳炎が発生したんですが今度の対策費は予算に突するものか、どのようは対策を考えておるかという事でござります。

○民生課長(木村 武君) 日本脳炎そのものの対策費といましては注射以外にはいりませんが、その他には伝染の元となる力の撲滅なんです。今年には昨年と違つて伝染者が一ヶ月に産んで消毒をやつたが、産み止まりの伝染者がやつたわけですね。やはり要因の消毒費が必要だという事を痛感したわけでございます。やはり来年度からは稼働力をもたせて予算がつければ小型の消毒機を買つて行いたいと思っております。

○総務課長(岡田信二君) 説明を落しちて下のでお答えいたしますが、議会費のうち特別委員会費でございますが、これは高松昇格の特別委員会と、一応城行政の特別委員会、二つの委員会の助費でございます。

三十一番(下沼秀佐君) 下沼の説明で大体了解いたしました。起債の關係でござります。が政府資金はどういう意味で借りられるのか、その点お聞かせ願いたいと思ひます。なるべく低い利率で借入けてもらいたいわけですが、どういふわけが銀行債を利用しなれば借りられるのか、その点お願ひいたします。

○市長(石川常太郎君) 財政と融資が緊密にばるわけでございますが、下沼に起債の制限を受けまして大変困るおるわけでございます。手だにこれはいふ莫債と決定したわけでございます。せんが、どうしてまだお場合はいふ莫債をやむを得ないという事でござります。来りますの、やはり十二月にばるかと思ひます。その最悪の事態を想定いたし、そのようは方法をとつたわけでございます。そのうち早く、その承のほど願ひたいと思ひます。

三十三番(塩野鉄之助君) 教育長にお尋ねいたします。三十五頁と三十八頁のい中学校私費解消額二百七十五万六千円につきまして、この件について先程大野議員からのご質問にもありましてたっておりこれは毎日新聞紙上にも出ておりまして一部市民におきましてはP・T・Aの負担が全面的に廃止されるのかどうかという疑念をもたれていたものもございます。これは小中学生一人に対していくら位という点の詳細な説明をいただきたいと思います。それからこの件につきましては、小中学生におきましては学費というものがあつてゐるわけでございます。この学費に對する私費であるとかあるいはP・T・A会費の削減をするのかその点の明確なる回答を願ひたいと思ひます。

教育長(佐藤俊夫君) お答之中しあげます。実は昭和四十二年度分につきまして私費で中学校教育のために父兄にご負担をいただけてゐる額を調査したわけでございます。その中にはP・T・A会費の負担もありまして指摘に依りまして生徒会費、図書館費、給食費等いろいろあるわけでございます。それの合計が各学校

では一人当り一萬二千七百七円、中学校では一人当り四千七百五十七円の私費をご負担いただけてゐるということがほつきり。下わけでございます。それでは一体その個人が小中学校につけては一萬二千七百七円、中学校では四千七百五十七円ご負担いただけてゐるわけでございますが、その中には当然私費で負担しなればならない学校給食費等もあるわけですが、理想的にはやはり長い将来を考へれば公費でもつべきであるかも知れませんが、現状としては当然私費でもそれにしたがはなければならぬという趣意でございます。そういう趣意とまう一つは、現状としてはどういうものが私費で負担いただかなければならぬか、またどういふものは当然公費でも下りなければならぬかという区分をいなければならぬというわけでございます。これは二十三区でもそういうことを柳の教育委員会でもやりましてたのでそれに準じていた。そして細かい表を添へたわけでございます。例へばソバパン、暖房、工役材料等は当然これは私費で負担いただくと、それから更新に際してはモテキスト用の更新は公費でもつと、それから練習用の更新は私費で負担いただくと。いろいろは区分をいたしましてたわけでございます。